

る苦情処理業務に係る費用については、平成15年度より一般財源化され、毎年度、地方交付税の基準財政需要額への算入のため、総務省へ所要見込額を提出しており、各都道府県に対して所要の財源が措置されているところ）、国保連合会と情報の共有化を図り、苦情及び通報情報等の的確な把握及び分析を行い、それらの情報を介護給付適正化事業に活用していただきたい。

介護保険法

第176条 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

(中略)

- 二 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対する必要な指導及び助言

(後略)

指定居宅サービス等の人員の基準、設備及び運営に関する基準

第36条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(中略)

5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

3. 給付費負担金及び調整交付金の適正な交付について

会計検査院による平成22年度決算検査報告において、介護給付費負担金及び介護給付費財政調整交付金が過大に交付されている事例が指摘された。

介護給付費負担金については、平成18年度から、介護給付費等の区分（施設等分・その他分）に応じて、国庫負担割合が異なる取扱いとされたところであるが、今回の事例では、介護給付費等の区分を誤っていたり、平成17年度以前の

収入額を誤って施設分から控除していたりなどして、過大な交付が行われたことが指摘されている。

また、介護給付費財政調整交付金については、誠に遺憾ではあるが、制度創設からこれまでの間、例年指摘を受けているところであり、指摘事項の大半は、調整基準標準給付費の算定時における数値の計上誤りなどといったケアレスミスによるものや、制度の理解が不十分なことに起因した各種諸係数の捉え方の誤りなどによるものである。

これらの誤りは、関係法令や交付要綱等を理解していなかったことや、確認・検証が十分でなかったことなどによるものであり、月々の数値を順次確認することや、前年度の数字と比較検証することなどの普段からの取組が必要不可欠である。

また、介護給付費負担金の適正な算定に資するよう、「介護給付費負担金の適切な算定について」（平成23年8月17日付け老介発0817第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）を発出し、その中で、介護保険事業状況報告等を活用した介護給付費負担金の検算方法を提示するとともに、平成24年度から、国保連から各保険者へ送付される各月の「介護給付費等請求額通知書」に、「施設等分」と「その他分」の介護給付費の額を記載することとしたので、あわせて活用されたい。

さらに、平成23年度の介護給付費負担金の実績報告に当たっては、平成23年度介護保険災害臨時特例補助金で対応した利用者負担額の免除額や食費・居住費の支給額を除外する必要がある等、例年に比べ、より精査が必要になるので、ご留意されたい。

については、管内市区町村に対し、交付申請及び実績報告時における書類審査の厳格なチェックを行うよう指導するとともに、適正な交付が確保されるよう更なる周知徹底をお願いする。

4. 介護政策評価支援システムの利用について

介護政策評価支援システムは、平成23年3月末までNPO法人地域ケア政策ネットワークにより運用されていた「介護政策評価支援システム」の終了後、広く全国展開できるように、厚生労働省において、新たに開発を行い、平成23年度からその運用を開始したものである。

※参考：「介護政策評価支援システムの運用について」（平成23年7月5日老発0705第1号厚生労働省老健局長通知）